

議案第23号説明資料

令和元年5月28日

大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

資料

| | | |
|-------|-------|---|
| 改正概要 | | 1 |
| 改正内容 | | 1 |
| 新旧対照表 | | 2 |

消防総務課

大磯町火災予防条例の一部改正について

○ 改正概要

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）が平成 30 年 5 月 30 日に、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 11 号）が平成 31 年 2 月 28 日にそれぞれ公布されたことに伴い、大磯町火災予防条例の一部を改正するものです。

○ 改正内容

1 法律改正による名称変更に関する事項

工業標準化法が産業標準化法に改正され、日本工業規格が日本産業規格に改められたことに伴い、所要の規定の整備を図るものです。

2 住宅用防災警報器等の設置の免除に関する事項

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、条例で掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を技術上の基準に従い設置したときを追加するものです。

3 その他の事項

スプリンクラー設備の規定について、文言の整理を図るものです。

4 施行日

令和元年 7 月 1 日

大磯町火災予防条例 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>目次 省略</p> <p>第1条～第15条 省略 (避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第17条～第29条の4 省略 (設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に<u>特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>第29条の6～第50条 省略</p> <p>附 則 <u>この条例は、令和元年7月1日から施行する。</u></p> <p>別表 省略</p> | <p>目次 省略</p> <p>第1条～第15条 省略 (避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第17条～第29条の4 省略 (設置の免除)</p> <p>第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>第29条の6～第50条 省略</p> |